

平成23年10月26日 判決言渡及び原本交付 裁判所書記官 中本昌宏

平成23年(ハ)第171号 不当利得返還請求事件

(平成23年9月28日 口頭弁論終結)

判 決

山口県

原 告

同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

京都市

被 告

アイフル株式会社

同代表者代表取締役

主 文

- 1 被告は、原告に対し、14万9156円及びこれに対する平成23年5月3
1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

ただし、被告が14万円の担保を供するときは、その仮執行を免れることが
できる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文1項同旨

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、登録を受けた貸金業者である株式会社ライフ（同社は、平成23年7
月1日、被告に吸収合併されたので、合併の前後を通じて、単に「被告」という。）
との間で、継続的に金銭消費貸借取引を繰り返した原告が、支払った利息のうち
利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの）1条1項による制

限を超過する部分(以下「超過部分」という。)を順次元本に充当すると、過払金が生じており、かつ被告は過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたと主張して、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還及び法定利息(民法704条)の支払を求めた事案である。

2 請求原因

(1) 当事者

被告は原告との間で金銭消費貸借取引(以下「本件取引」という。)をしていた者である。

(2) 本件取引

ア 取引開始日 平成14年1月31日

イ 取引終了日 平成22年4月4日

ウ 取引の経過 別紙計算書のとおり

(3) 不当利得(過払い)

本件取引につき、利息制限法所定の法定利率を適用して計算すると、別紙計算書のとおり、取引終了時において過払金元金が37万2206円となって、被告は上記金員を法律上の原因なく取得している。

(4) 悪意の受益者

被告は、貸金業者であるから、利息制限法の定めを超える約定利息は超過部分について無効で、返済を受けた超過部分は元本に充当され、元本完済後は法律上の原因のない利益として不当利得となることを承知して原告と取引をしていたものであるから、超過部分を収受することにつき悪意であったといえることができ、前記過払金が発生するごとに利息が発生し、その利率は年5分となる。

(5) 相殺

ア 原告は、平成23年5月30日の時点で、ライフマスターカード契約(会員番号 [REDACTED])に基づくカードショッピング

ング取引に関して、被告に対して27万3341円の立替金債務を負っている。

原告は、第2回口頭弁論期日において、被告に対して、本件の過払金元金及び利息の各債権と上記立替金債務とを対当額で相殺する旨の意思表示をした。

イ 相殺の結果、平成23年5月30日の時点における過払金元金が14万9156円となった（別紙計算書）。

- (6) よって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、14万9156円及びこれに対する平成23年5月31日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払を求める。

3 請求原因に対する認否等

- (1) 請求原因(1)は認める。
- (2) 同(2)、(3)は否認ないし争う。
- (3) 同(4)は否認ないし争う。

被告は、原告と取引をしていた当時、規則にしたがった記載をした貸金業法17条1項及び18条1項の書面（以下「17条書面」「18条書面」という。）を顧客に交付する一般的な業務態勢を構築していたので、貸金業法43条1項の適用が認められるとの認識を有していたことについてやむを得ないといえる特段の事情があった。

仮に被告が悪意の受益者であるとしても、民法704条の利息を付すべき始期は、訴状送達の日翌日である。

- (4) 同(5)のアは認め、同イを争う。

第3 当裁判所の判断

- 1 請求原因(1)は当事者間に争いがなく、同(2)は、証拠（甲1）及び弁論の全趣旨により認められる。

以上からすれば、本件取引の経過は、別紙計算書のとおりであるから、これ

を引き直し計算した同(3)も認められる。

2 請求原因(4)について

- (1) 金銭を目的とする消費貸借において、制限利率を超過する利息の約定は、その超過部分につき無効であって、この理は、貸金業者についても同様であるところ、貸金業者については、貸金業法43条1項が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領することができるのとされているにとどまる。このような法の趣旨からすれば、貸金業者は、同項の適用がない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。そうすると、貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきである。

また、金銭消費貸借の借主が制限超過部分の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生時から同条前段所定の利息を支払わなければならない。

- (2) これを本件についてみるに、甲1及び弁論の全趣旨によれば、被告は、制限利率を超過する約定利率で原告に対して本件取引にかかる各貸付を行い、制限超過部分を含む本件取引に係る各弁済の弁済金を受領したことが明らかであるところ、被告は17条書面及び18条書面を顧客に交付する一般的な業務態勢を構築していたと主張するが、原告に貸付を行うにあたり17条書面を交付した証拠はなく、また、原告から支払を受ける都度欠かさず18条

書面を交付した証拠もないから、上記(1)の特段の事情があることの具体的立証はなく、上記(1)の特段の事情があると認めることはできない。

そうすると、被告は、民法704条の「悪意の受益者」とであると推定され、本件取引にかかる各弁済によって過払金が生じていれば、原告に対し、悪意の受益者として、過払金が生じた時から民法所定の年5分の割合による利息を付してこれを返還すべき義務を負うものというべきである。

過払金が生じたときから年5分の利息が発生するものとして、取引履歴(甲1)にしたがって利息制限法の制限利率を適用して計算すると、別紙計算書のとおりとなり、請求原因(4)が認められる。

- 3 請求原因(5)のアの事実には争いがないところ、請求原因(1)ないし(4)の事実が認められることからすると、相殺の結果、過払金元金は、平成23年5月30日の時点で14万9156円となる(別紙計算書)。

- 4 以上から、請求原因はすべて認められる。

第4 結論

以上から、本訴請求を認容し、訴訟費用の負担につき民訴法61条を、仮執行の宣言につき同法259条1項を、仮執行免脱宣言につき同条3項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

柳井簡易裁判所

裁判官 西村公宜

これは 正本 である。

平成23年10月27日

柳井簡易裁判所 1 係

裁判所書記官 中 本 昌 希

